

## 震災で社長が行方不明になったら？

3月11日の震災から1ヶ月が過ぎ、復興へ向けた構想も少しずつ話題となって来ました。経済産業省管轄の「中小企業基盤整備機構（小規模企業共済、倒産防止共済などご存知かと思えます）」でも、被災地の復興に向けて、仮設店舗・仮設工場等の需要調査や協議が開始される旨の発表がありました（平成23年4月11日）。

（中小機構のHPより）<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/059078.html>

こうした中でご相談があるのが、「震災で社長が行方不明になったが、残された社員で今後どうしたら良いのか？」というケースです。

現段階では、国や県、市町村等からの支援策、復興計画の全貌が明らかになっていないので、今考えられる対策をまとめてみます。

### （1）事業継続の判断

代表者が行方不明となってしまった場合、震災前からの事業を実際に継続できるかをまず「人・モノ・カネ・情報」の経営資源の面から考えてみましょう。

経営資源の確保が事業継続の第一歩です。そしてこの経営資源をマッチングさせるべき市場が確保できれば、組織の形態はどうあれ事業継続の可能性はあると言えます。

市場はこの震災の後ですから、既存市場に限らず、復興ニーズも視野に入れて検討すべきと考えます。

- ① 物理的に事業継続が可能か？
  - 営業拠点、事業用設備は使用可能か。
  - 被害がある場合、移転、復旧が可能か。
- ② 市場は確保できるか？
  - 商品の購入層は確保できるか。減ることが予想される場合どのくらいか。
  - 元請や卸先などの状況はどうなっているか。協力は得られるか。
  - 今までの顧客や取引先が大幅に減る場合、新市場に参入も可能か。
  - 顧客情報などのデータは残っているか。無い場合には復旧は可能か。
- ③ 商品仕入、外注は確保できるか？
  - 商品・材料の仕入、外注加工が安定供給できるか。代替先はあるか。
  - 事業安定まで支払面での協力は得られるか。
  - 商品・材料のストック方法はどうか。
- ④ 人材は確保できるか？
  - 技術者、資格者などは確保できるか。
  - 従業員の被災の状況、通勤が確保できるか。
  - 従業員への生活支援などの必要性があるか。

- ⑤ 会社の財産の把握は可能か？
- 預金、売掛金等の資産は把握可能か。（取引先・金融機関へ確認）
  - 借入金、買掛金等の負債は把握可能か。（取引先・金融機関へ確認）
  - 直近の試算表が存在するか。（顧問会計事務所に確認）
- ⑥ 上記までの情報により経営計画を作成
- 営業によりキャッシュフローが得られるか。
  - 既存債務の償還は可能か。
  - 新規設備資金、運転資金等がいくら必要か。償還は可能か。
  - キャッシュフローがマイナスの予測の場合、プラスにする要素は何か。
  - 仕入先等への支払条件によってはプラスにできる場合、その条件は何か。
  - 金融機関への返済条件によってはプラスにできる場合、その条件は何か。

## (2) 組織をどうするか

- ① 後継者を誰にするか？
- 代表者親族内に後継者がいるか。
  - 社内に後継者がいるか。
  - 身近に後継者がいない場合、その他の方法が採れるか。

前代表者の後継を置くことが可能であれば、代表取締役の変更の手続きを行います。実際の手続きについてはお近くの司法書士に相談して下さい。

本店を移転する場合もあるかと思いますが、罹災証明やその他変更手続きとの兼ね合いを調べてから変更することをお勧めします。

- ② 新代表決定における注意点は？
- 関係者（前経営者の親族）の意向をよく確認しておくこと。
  - 株式の分配、会社財産の分配をどうするか。
  - 連帯保証人であった前代表の担保の代替は可能か。
  - 定款の見直しの要否は。

株式については後継者の経営に配慮し、一定程度後継者に集中させることが必要だと思います。親族以外の後継者の場合、株式を取得する資力が無いことが障害となることが多いと考えられますが、そのような場合、経営陣の能力や事業の将来性、会社自体の資産を担保として、金融機関の融資を受けられる場合があります。この方法は、MBO※にも用いられることがあります。

※MBO（マネージメント・バイ・アウト）とは、会社の株主から、後継者となる会社の経営陣が株式を買い取って経営権を取得する方法です。これに係る融資を受ける場合には経営陣がしっかりしていることと会社自体の債務が少なく健全経営であることが必要です。

## (3) 事業継続が難しい、または組織を維持できない場合

### ① 新会社設立

既存の会社では継続が難しい場合、新たに代表を立てて新会社を設立する方法があります。この場合には既存の会社を解散・清算することを視野に入れて検討しなければならないと思いますが、新会社設立後も既存の仕入先との取引を続けていくのであれば、旧会社の債務処理については事前の根回しが必要です。

旧会社の連帯保証は原則的には代表者親族に承継されていくことになるでしょうから、これをどのように処理するかも弁護士等に相談することをお勧めします。

また、法的に新たな会社でスタートすることとなりますので、従前の許認可関係の中で引き継ぐことができないものが出てきます。営業上どうしても必要な許認可であり、かつ認可取得に「多額の費用がかかる」「長期間かかる」「認可が難しい」などの場合は他の手法も検討する必要があります。

## ② 会社売却

現体制のままでの事業継続、新会社設立も難しい場合でも、会社に将来性があるのであれば、それをセールスポイントに会社を売却するという手法が考えられます。売却には大きく分けて「株式売却」「株式交換」「第三者割当増資」「合併」「営業譲渡」などの方法があります。

株式売却による方法を取ることができれば、オーナー親族にはキャッシュも入ることとなり生活再建の資金にすることができます。

営業譲渡の場合は、譲渡先会社にとっては引き継ぐ資産負債を契約により決めることが可能であるため、丸ごと会社を買い取るよりリスクは低くなります。しかし、譲渡代金は会社に入るため、株主には会社を清算するまでキャッシュは入りません。

## ③ 解散・任意整理・法的整理等

会社の売却、営業譲渡も難しいといった場合には2つの方向があります。

一つは会社を解散し、資産負債を清算した上で残った財産を株主に分配することです。ただ、今回の震災で被害があった会社の場合、多額の資産損失が生じていることと思いますので、実際に残った財産を株主に分配できるケースは少ないでしょう。会社の財産を換価するにも長期間を要します。

債務超過の場合には、特別清算や破産の手続きを取る方法があります。

二つめは債務整理をして事業を継続する方法です。

債務整理には、債権者に支払の猶予や取引継続、場合によっては債務の一部減額等の協力を要請して事業を継続する「私的整理」の方法があります。

「法的整理」の方法には、債務の減額等の内容を含む再生計画案を作り、一定の債権者の同意数を得ることができて、かつ、裁判所の認可も受けることができれば、計画の内容に応じた負債の減額等を受けることができる「民事再生」の手続きと、大企業の再生を想定した手続では民事再生手続と同じく債務の減額等の内容を含む更生計画案を作成し事業を再生する「会社更生」の方法があります。会社更生手続の場合には、旧経営陣は経営権を失い、裁判所に選任された管財人が経営権を持ち手続きに当たります。

※ 株式会社などの法人を想定してご説明しましたが、「個人事業」の場合には承継者への営業用資産の譲渡等、引き継ぎの方法や税務も変わってきます。

事業主個人に与えられていた許認可関係も引継ぎはできないものがほとんどなので、新たに事業を継続する場合、全くイチからのスタートとなることが多いと思われます。

**被災地では、事業活動がストップしてしまっている会社も多いことと思います。少しでも早く事業を再開でき、豊かな農林水産資源と高い技術を持つ企業の多いこの岩手県が復興ができるよう当事務所もお手伝いしたいと考えております。当事務所までお気軽にご相談下さい。**

税理士 檜山直樹事務所ホームページ <http://www.narayama.com/>